

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

許認可等の内容		接道義務の適用除外の認定
根拠法令及び条項		建築基準法第43条第2項第1号
所管部課係名		まちづくり未来部建築審査課建築審査係
審査基準	関係条項	
	基準 (未設定の場合はその理由)	未設定（許認可等の性質上、個々の申請について個別具体的な判断をせざる得ないものであって、法令の定め以上に具体的な基準を定めることが困難であると認められるため）
	参考事項	<p>解釈文書等</p> <p>「建築基準法の一部を改正する法律の一部施行について」(平成30年9月21日 国住指第2074号、国住街第187号)</p> <p>「建築基準法の一部を改正する法律の一部施行について」(平成30年9月21日 国住指第2075号、国住街第188号)</p>
	設定等年月日	年 月 日設定（ 年 月 日最終変更）
標準処理期間	標準処理期間 (未設定の場合はその理由)	30日
	設定等年月日	平成30年9月25日設定（ 年 月 日最終変更）